

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
第 37 条の審査基準を設けることについて

硝酸塩による鳥獣の捕獲等について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 37 条第 3 項各号に該当しないとして、同条第 1 項に基づき許可をしなければならない場合に関し、その基準を明確化するため、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に基づき次の審査基準を設けることとする。

当該基準は、局長通知によりこれを定める。

審査基準①：鳥獣保護管理事業において広く使用が認められると判断するに足る人畜や生態系等への影響等に係る科学的知見が不足していることから、それらを明らかにするための学術研究を目的とするものであること。

審査基準②：法第 18 条に基づき、捕獲等した鳥獣を放置してはならないことから、柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収し、適切に処理すること。

審査基準③：対象鳥獣以外の鳥獣の錯誤捕獲等を未然に防止するため、実際に餌を設置する環境において事前に、硝酸塩を混合する餌にどのような鳥獣が誘引されるかを確認して、捕獲対象鳥獣以外の鳥獣が摂食しないことを確認すること。

審査基準④：人畜や生態系への影響を未然に防止するため、硝酸塩が周辺環境に流出するおそれが極めて少ない方法によること。

審査基準⑤：確実に目的を達成するため、事前に対象動物の餌の嗜好性を確認する等、対象動物が致死量に至る量の餌を確実に摂食すること等を確認すること。

留意事項：人畜や生態系への影響等の科学的知見が不足していることから、その影響を防止するための対応等も含めて、土地所有者、市町村の承認を得ること。